

資本主義的生産関係におけるソーシャルワーカーの基礎的研究 －疎外された労働の概念から読み解く－

日田 剛

A Basic Study of Social Workers in Capitalist Production Relations
－ Reading from the Concept of Alienated Labor －

Tsuyoshi HITA

抄録

本稿はソーシャルワーカーに視点を当て、ソーシャルワーカーの労働がいかにあるべきかを批判的に検討することを目的とする。この目的達成のためにソーシャルワーカーをソーシャルワークの実践者と同時に資本主義社会での労働者でもあるという二面性を持った存在として考察する。

この目的を設定した背景には、市場化が進む社会福祉政策下ではソーシャルワークの本質から乖離させられた実践を余儀なくされているのではないかと疑念がある。資本家の管理が強化され、労働の「構想」と「実行」が分離させられる資本主義的生産関係では、労働を苦痛に変える「疎外」が進行する。これは社会福祉労働の分野においても見られており、ソーシャルワーカーも例外ではない。しかし、その本質から「構想」と「実行」が不可分なソーシャルワークは完全に「疎外」することはできず、ソーシャルワーカーは本質を失わないために労働者として自覚的になる必要がある。

Abstract

This study focuses on social workers and critically investigates how they should work in today's dual paradigm, wherein they engage in the practice of social work while also being laborers in a capitalist society.

Against this backdrop, there is a concern that as social welfare policy becomes increasingly marketized, social workers may be forced to work in alienation. Under capitalist production relations, capitalist management gets strengthened while "concept" and "practice" are separated, resulting in "alienation" that transforms labor into hardship. This has been observed in social welfare work, and social workers are not immune to this. However, owing to the essence of social work, "concept" and "practice" cannot be completely "alienated." For social workers to not lose this essence, they must develop self-awareness.

キーワード：資本主義的生産関係 社会福祉労働 ソーシャルワーカー 労働の疎外「構想」と「実行」
Key words : Capitalist production relations, social welfare work, social workers, alienated labor, "concept" and "practice"

I. はじめに

資本主義経済が極みを迎えた現代社会では、生産性の拡大と効率性の向上が当然のように求められるため、労働はより管理統制、分業化される傾向が強い。この傾向は市場化が導入された社会福祉分野も例外ではなく、本来のソーシャルワークの価値¹⁾とは相容れない「仕事」が求められる現実がある。社会福祉基礎構造改革を機に、社会福祉分野のサービスが市場に開放されて民間²⁾の参入を増加させたことは周知の事実である。いわゆる福祉の市場化によって、サービス利用者は福祉ニーズを抱える当事者の立場に加え、サービスを購入する消費者としての立場にも立たされた。1998年版の厚生白書によると、「社会保障の基礎構造改革」の基本的方向として、「民間活力の促進」が挙げられ民間企業等の参入による市場化と読み取れる（厚生省 1998）。

一連の改革は確かに消費者としての権利性を強化した面もあるにせよ、一方でそれは私的契約上の権利であって、生存権に対する公的責任を後退させた（篠原 2020：15）。結果として消費者になり得ない者を社会から排除する市場の原理を容認させる。また、消費者には自らの責任でサービスを選択購入するという権限が付与される。ゆえに福祉サービスへアクセスできない状態は、自らの選択の結果とみなされ自己責任に帰着する。さらに介護保険で導入された契約制度は措置制度と比較して利用料の範囲内で限定的なサービスの選択を強いられるため、逆選択が作用するという問題もある（浅井 2002）。このような政策内では、ソーシャルワーカーの実践は矮小化される。なぜならソーシャルワークの価値には人間の尊厳の尊重や、社会正義が道徳原理として共有されているため、消費者を選定、選別したり、限定的なサービスに当てはめたりするような「マネジメント」は本質と外れるからである（Banks = 2016：70）。

本稿の目的は以下2点の仮説を検討することである。

①市場化が進む社会福祉分野ではソーシャルワーカーの専門性を発揮する機会や裁量の縮小が余儀なくされる。

②ソーシャルワーク自体の機能縮小は困難である。

この目的達成のためにソーシャルワーカーをソーシャルワークの実践者でありながら、同時に資本主義社会での労働者という二面性を持つ存在として考察を進める。

本稿は市場原理が求める労働はソーシャルワーカーには適さないとする立場に立ち、市場化が進められた環境で強いられるソーシャルワークを批判的に論じる。その際、ソーシャルワークの本質と資本主義社会における労働の特徴を確認したうえで、不適合性の理由を先行研究

と先行調査から明らかにする。この作業の理論的枠組みとしてマルクスの「労働の疎外」、ブレイヴァマンの「構想」と「実行」の概念を採用する。資本主義的生産関係下で現れる「労働の疎外」は、マルクスの経済哲学草稿によって「疎外された労働」として注目された（岩淵 2007：17、大谷 2018：181）。「疎外された労働」とは資本主義的生産関係のもとで、労働者から労働の目的を資本家が奪い、他者である資本家によって命令、指揮される労働と説明される。つまり主体性を奪われた労働者の労働過程である（大谷 2018：183）。この「疎外された労働」は労働者にとって外化された活動であり、自己を否定し苦痛となる。

ただし、本稿はあくまで基礎的な研究であり、ソーシャルワーカーの実践について調査を実施して詳細に疎外過程を分析するものではない。そのため「構想」と「実行」についての実証は今後も継続することを申し添えておく。なお、本稿は日本社会福祉学会研究倫理規定を遵守している。

II. ソーシャルワーカーに視点を当てることの意義

社会福祉労働者については1960年代から議論された社会福祉労働論によって確認できる。そのなかでは資本主義社会の資本-賃労働関係によって規定された労働者として説明される（真田 1976：60、加藤 1977、浦辺 1979）。ただし、この段階では社会福祉労働者は制度・政策を対象者に接合させる媒介者に設定されており、ソーシャルワーカーに的を絞った詳細な分析はない。社会福祉基礎構造改革以降になると、介護、保育分野を中心としたケア労働者を分析対象にした研究がみられるようになる。例えば介護職の慢性的な人材不足には「介護者と労働者を置き去りにした」政策が影響しており、外国人労働者を受け入れたとしても賃金体制の見直しが必要ならば根本的な問題は解消しないといった主張（定松 2019）や、市場化が進行した保育分野では、公的な補助金や税制上の免除が廃止されるなど民間のルールに合わせられる「イコールフットイング」が低賃金労働を固定化させることを明らかにした研究もある（清水 2018）。

近年の社会福祉労働研究³⁾の傾向からは、対象がケア労働（介護、保育）に集中している点、人材不足と低賃金を問題の中心に置いている点が共通項として見られる。他方、現在においてもソーシャルワーカーを社会福祉労働者として分析対象にしたものは少ない。今や社会福祉士と精神保健福祉士の登録者数はおよそ34万人⁴⁾

(社会福祉振興・試験センター 2021)にのぼり、毎年2万人弱の規模で増加している。ソーシャルワーカーの労働実態調査は定期的実施されているが、現状把握の域を出ない。現状を描写したに過ぎない実態調査だけでは、労働者としてのソーシャルワーカーのみならず、社会福祉全体を覆う問題の打開策を見出せない。なぜならソーシャルワーカーは、社会秩序や公益を維持するため社会福祉政策によって国民を統制する側面と、政策の不備を突き、公的責任による生存権保障を拡大させる側面の両面性を持つことが歴史的に明らかにされており(伊藤 2019)、前者の役割に偏ると、生存権保障を担うソーシャルワークが放棄させられ、生存権そのものが蔑ろにされるからである。このように社会福祉労働者としてのソーシャルワーカーを取り上げる意義は、生存権が脅かされる問題を社会構造上の要因から捉えることにある。

Ⅲ. 社会福祉分野の市場化

1. 社会福祉労働者の傾向

資本主義社会のもとの社会福祉労働者とはどのような特徴を持ち、何を担ってきたのかを社会福祉労働論から確認する。

細川(1976)が指摘するように、社会福祉労働論の萌芽は1960年代に見られる。社会福祉労働者は資本主義が合目的的に産出する「譲歩」としての政策によって登場するとされた。資本主義社会では、衣食住など生活に必要な生活手段とそれを生産する手段(労働諸条件)が労働者から分離されて資本家の手に渡り、すべて商品となって販売され、労働者はそれを購入しなければ生きていけない。この販売、購入が行われるのが市場であり、資本主義社会はあらゆるものを商品に変えて市場で売買する。生産手段(労働諸条件)と蓄積された資本(貨幣)を持つ資本家(雇用主)は、労働者の労働力を購入して生活手段を生産するための労働(必須労働)と、それを超える労働(剰余労働)を労働者に課す。労働者は自らの労働力を資本家に売って得た賃金で生活手段を市場から購入して生活を保ち、労働力を再生産する。この労働力の再生産に必要な範囲を超える剰余労働で生産される剰余生産物が利潤(剰余価値)となる。利潤は資本家に搾取されて資本はさらに拡大していく。ここに資本-賃労働という階級を生じさせる資本主義的生産関係が成り立つ。

資本は労働者の労働から最大限の剰余生産物という利潤を獲得する以外に目的はなく、この目的達成のために

限らない労働時間の延長や人件費の削減を押し進める。この傾向は資本主義社会では強化される一方であるため、度々労働者側は資本家階級に対して自らの生存権を守るための運動を展開する。この運動は資本家にとって利潤増加を拒む障壁となるため、対処する政策が必要となる。よって資本家階級の「譲歩」として政策が執行される。この「譲歩」には社会福祉政策も含まれており、社会福祉労働者は対象者に政策を接合させる。なお、「譲歩」による政策はあくまで資本側がデザインしたもの⁵⁾であって、決して労働者階級によって創設されたものではない点に留意が必要である。つまり、この政策に規定された社会福祉労働者は、結局は資本側の立場に立つのである。

ただし社会福祉には不平等や不正義に抗う理念が組み込まれているがゆえに「譲歩」政策の不備を見抜く素地がある。岡野(1997)は社会福祉労働者の特質を整理しており、根本には「福祉思想」に基づく倫理性が必要とされ、「最も根源的な人権の保障という社会的価値を持つ労働」と定義している。この定義に従えば、社会福祉労働は「譲歩」による政策の限界性を明らかにして修正を求める立場にも立つ。つまり、利潤の獲得と拡大が目的である資本側による生存権侵害を防ぐ役割を持つのである。この資本主義社会での政策執行と修正という二面性が社会福祉労働者の特性である(細川 1976)。

以下、社会福祉労働者に関連した近年の動きを確認する。福祉元年と謳われた福祉国家政策が撤回されて、日本型福祉社会論が登場したのが1970年代後半である。1980年代の「臨調」行革路線では、普遍主義的な社会福祉政策は福祉への依存を助長するとされ、個人の自助努力、家庭や地域社会との連帯を基本とした日本型福祉社会の方針が明記された(加藤 2002:16-19)。以降、公費削減を進める新自由主義的な政策が推進されていった。

1987年に社会福祉士及び介護福祉士法が成立して社会福祉労働者の専門資格化が進んだが、新自由主義的な潮流は変わらず、1990年の社会福祉関係8法改正から2000年前後の社会福祉基礎構造改革、介護保険法施行が決定打となり、社会福祉分野の市場化は拡大した。

「社会福祉士及び介護福祉士法」の問題点を秋山は8つ指摘しており、その一つに「経済学」が養成課程に含まれていない点をあげている(秋山 2006:218)。秋山は、「従来からの近代経済学とマルクス経済学を巡る[国家試験の:引用者]出題・採点の対立を回避したため」と説明しているが、ソーシャルワークに社会変革が明記されている以上、その論争までを養成課程に含めるべき

である。資本主義的生産関係からのソーシャルワーカー分析が少ない要因に経済学の視点の弱さを否定できない。

森 (2018) は介護保険施行時の 2000 年と 2015 年の介護サービス事業者の開設 (経営) 主体を比較している。2000 年では訪問系、通所系サービスにおいても社会福祉法人が最も多くの割合を占めているが、2015 年では一部の入所サービスを除くほぼ全てのサービスにおいて「営利法人 (会社)」の割合が第一位となっている。この状況は営利企業に雇用されて就労する社会福祉労働者の増加傾向を示している⁶⁾。

2. 商品化される福祉サービスの問題

先述したが、資本主義社会はあらゆるものを商品に変えて市場に投入する。したがって社会福祉分野の市場化とは、福祉サービスの商品化に他ならない。商品化それ自体は資本主義以前の社会でも見られるが、それは貴重品など一部に限られていた (佐々木 2019: 36)。資本主義社会ではあらゆるものが商品となる反面、利潤の追求と資本の拡大が唯一の目的であるため、利潤を産まない (売れない) ものとはなり得ない。つまり商品を通じた売り手と買い手の存在を前提とした交換価値が商品の価値となる。ここで見落としてはならないのは、資本主義社会では労働そのものが商品となり売買されるという点である。正確には労働者に唯一残された労働力が、資本家にとっての商品となる。福祉の市場化とは、福祉サービスの商品化と、社会福祉労働者の労働力の商品化という二つの論点が絡み合っているのである。

福祉サービスの商品化でみられる問題は利用者を消費者に変える点にある。利用者は商品化された福祉サービスを購入する消費者となり、適切なサービス利用は個人の自己責任に集約される。個人責任の強化は公費削減という政治的な意図と重なる (大塩・平岡 2018)。また、公的責任の後退と個人責任の強化は、地域住民相互の助け合いやボランティア活動に依存する傾向を強める。その結果コミュニティ重視と公費削減が親和性をもって高く評価され、福祉サービスの商品化と自己責任としての地域化が展開される。さらに公費削減によるサービスの効率化と並行して利用抑制が広まる。

他にも、標準化した規格から算出した点数によって、利用限度を定めたケアサービスのパッケージ化が見られる。ケアの内容を細切れに分断したうえで点数化されるため、柔軟な対応が必要な生活場面での包括的なケアが困難となる (竹内 2019)。介護保険における要介護認定、障害者総合支援法における障害支援区分がまさにそれで

ある。規格外のケアは利用できないか追加料金が加算され利用者の負担を増加させる。さらに、商品は市場で購入されることで利潤を生むため、購入されない場合は市場から撤退する。したがってニーズはあっても購入されなければその地域には存在できなくなり、結果的に利用できる社会資源は限定される。このようにサービスの利用抑制は費用負担増の回避だけでなく、そもそも利用できる選択肢が少ないことも要因にあげられる。

福祉サービスの「利用者」と福祉サービスの「消費者」とはイコールではない。なぜなら福祉サービスは病気や障害、貧困などあらゆる要因で福祉ニーズを持つにもかかわらず、商品と交換できる費用を持たないなど、自ら選択する自由が制限されて消費者にはなり得ない人びとをも対象に含むからである。よって福祉サービスの商品化は利用者を消費者に変えることで、市場のルール⁷⁾に当てはめるという逆選択とそれに伴う利用制限を引き起こす (田・励 2019)。以上の問題は福祉サービスは商品化に適さない面があることを示唆している。

3. 商品化される社会福祉労働の問題

次に労働力が商品化されるとどのような問題が起きるのかを考察する。

1) 労働力の商品化

資本主義社会では資本家は労働者の労働力を購入、消費して生産物を生産し、市場に商品として投入する。この時、労働力から生産された商品が売れることによって資本家は新たな利潤 (剰余価値) を得る。つまり、資本主義社会においては労働力は商品であり、消費によって新たな利潤 (剰余価値) を生むのである (大谷 2018: 127)。これは、労働力の購入額よりも多くの収入を資本家にもたらすことを意味しており、労働によって生産された利潤が資本家に搾取される構図でもある。資本主義社会は利潤を増殖していく運動が果てしなく続くため、より効率的で多くの利潤を得ようとする力が働く。そのため労働者へ支払われる賃金は労働力の再生産に最低限必要な程度に抑えられる。加えて労働者の労働時間を延長させる (絶対的剰余価値の産出) か、限られた労働時間で生産力を向上させる (相対的剰余価値の産出) か、主に二通りの方法を採用するようになる。特に相対的剰余価値の産出のために資本主義が歩むプロセスを精緻な理論構成で説明したのがブレイヴァマンである。

ブレイヴァマンによると、労働そのものは労働者自身から引き剥がせないため、資本家を買っているのは資本家と労働者の「両者が協定した一定時間のあいだの労働する力」であることを明らかにした (Braverman =

1978:59)。資本家は労働力の生産性を最も効率よく、かつ最大限に引き出すため労働の統帥権を労働者から奪わなければならない。その結果、資本家による労働者の管理⁸⁾が強化される。この管理の下では、労働の目的、目標、計画といった「構想」は資本家に握られ、労働者は管理された労働環境の中で資本家の「構想」した労働を「実行」するだけである。このように資本-賃労働関係下では、労働者から労働の「構想」と「実行」の分離が完成する。「構想」から分離させられた労働者は、もはや労働に対して目的を持って意識的に取り組むことはできず、資本家の手段として働くほかなくなる。資本家はより効率よく生産性を上げるために労働の内容を細分化、規格化して特別な技術や知識を持たなくても「実行」できる仕事に変えていく。このような法則をブレイヴァマンはバベッジの原理 (Braverman = 1978:90) と呼んだ。バベッジの原理は分業⁹⁾が進む資本主義社会で労働過程が単純化、細分化されていく法則である。このような労働はもはや特殊な技術の必要のない標準化されたパターンを繰り返す作業となり、労働力は原料や道具と同じような商品となる (Braverman = 1978:202)。こうして商品としての労働力は低廉化が進行する。

このプロセスは資本主義が資本の増殖を目的としてその生産方式を発展させる流れであり、この独自の労働過程があらゆる分野に採用されていく。労働力の商品化によって見られる特徴を整理すると、以下のようになる。

- ①資本家による労働者の管理が強化される
- ②労働の「構想」と「実行」が分離される
- ③労働はより細分化、単純化された作業となる
- ④労働者は資本家と労働諸条件に支配される
- ⑤労働力の価格は低下する

2) 生産的労働としての社会福祉労働

社会福祉労働の特性は、基本的にはモノを生産する労働ではない。それでは社会福祉労働に上記に示した傾向がどの程度当てはまるのであろうか。この点を論じるには、生産的労働について理論的に整理しておく必要がある。ブレイヴァマンは資本主義社会での生産的労働と、不生産的労働についての基準を示している。すなわち資本家のために利潤 (剰余価値) を生産する労働が生産的労働であり、ここには資本主義的生産関係が成り立つ。よって市場で交換されることのない労働は排除される。例えば自営農民やその他の自営業者は除外される。つまり生産的労働の生産物とは、資本家にとっての利潤 (剰余価値) を示しており、どのような形態であっても資本家の利潤を増殖する仕事は生産的労働であり、それを生産しない労働は不生産的労働となる (Braverman =

1978:446)。この定義からすると、少なくとも市場化が進んだ社会福祉分野の社会福祉労働者は、生産的労働の特徴が当てはまるといえる。なぜなら雇用主 (資本家) の利潤増殖のために労働力を提供する労働者だからである。そして、社会福祉労働が利潤を生む生産物とは福祉サービスという形態をとる。社会福祉労働者は利用者に福祉サービスを提供して、その対価が雇用主 (資本家) への利潤となる。このサービスは手に触れることのできる形態を持ったモノではなく、直接的に提供される。いわば生産と消費が同時に行われる。ただし、このサービスは資本家が購入した労働力として提供される。つまり表面的には社会福祉労働者が直接サービスを提供しているが、この労働力の提供は雇用主 (資本家) に管理されており、その対価は雇用主 (資本家) に支払われる。これが社会福祉労働者の資本主義的生産関係である。この構図は介護保険での介護報酬などのように公定価格が決められた準市場においても、基本的に雇用主に支払われるため変わりはない。

モノとしての商品を生産する労働を生産労働、モノではなくサービスとして活動を提供する労働を不生産労働と分類した考察もある (浦辺 1979)。この分類に従えばサービス労働としての社会福祉労働は不生産労働となる。本稿ではあえて社会福祉労働は生産的労働と位置付ける。その理由は生産物を単なるモノではなくて利潤 (剰余価値) を生む商品と捉えておかないと、資本主義的生産関係があらゆる分野に侵食していく弊害を説明できないからである。労働力が商品となる以上、商品の消費によって利潤が生まれる資本主義社会独自の資本主義的生産関係がサービス労働でも適用される。この視点を持つことが資本主義社会での社会福祉労働のあり方を批判的に考察する契機となる。

IV. ソーシャルワーカーと労働の疎外

ここからは本稿の中心命題であるソーシャルワーカーの労働を考察する。これまで見てきた資本主義的生産関係にある社会福祉労働者をソーシャルワーカーに絞り、労働力の商品化によって現れる傾向について論じる。まず、ソーシャルワークの社会的役割から本質を確認したうえで、労働の疎外についての概念整理を行い、ソーシャルワーカーの労働と「労働の疎外」を関連づけて検証する。

1. ソーシャルワーカーの社会的役割

本稿ではソーシャルワークを、社会福祉の実践現場で

活用される手法、機能、その根拠になる価値をも含んだ方法であることを前提として、共有すべき原理、倫理原則をソーシャルワークの本質とする。この本質を確認する目的は、本質からの乖離を可視化して批判的に考察することである。

2014年に国際ソーシャルワーカー連盟

(International Federation of Social Workers: IFSW)が採択したソーシャルワークのグローバル定義には、「社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。」(日本社会福祉士会 2020)とあり、ソーシャルワークの本質を示している。さらにソーシャルワーク専門職の中核となる任務には「社会変革・社会開発・社会的結束の促進、および人々のエンパワメントと解放」があり、周縁化や社会的排除の原因となる構造を変革するために挑戦(社会変革)する立場とも読み取れる(日本社会福祉士会 2020)。この内容からは、資本主義社会での政策執行者の側面よりも資本主義社会の構造上、必然的に発生する問題への挑戦と、その構造自体の変革を目指す役割があると理解できる。よってソーシャルワーカーの本質は「譲歩」としての政策を擁護する立場というよりは、人権と社会正義を擁護し支持する立場に立ち、これらが脅かされる場合の抵抗と変革に見ることができるといえる。

また、ソーシャルワークの倫理と価値を総合的に整理したものとしてバンクス(2016)の研究がある。ソーシャルワークの倫理原則が依拠する根本的な原理には、個人の権利、義務、自由と正義を重んじる傾向があるカント派の体系、公益の概念と効用の原理を重視する功利主義、そして反抑圧、解放、社会正義にウェイトをおくラディカルな原理があり、これらを連結したアプローチが求められる(Banks = 2016: 76)。また、共通して抽出されるソーシャルワークの道徳的原理として、以下の3つが示されている(Banks = 2016: 70)。

- ①すべての人間の尊厳と価値の尊重
- ②福祉もしくはウェルビーイングの推進
- ③社会正義の促進

一方で、資本主義社会でのソーシャルワーカーは、課税や強制的社会保険、サービスや財の再分配などの福祉システムを維持する社会統制機能(コントロール)を持ちうる。よって個々人の権利を擁護(ケア)し社会変革を目指す反面、政策や計画に関連した役割を担うため社会的規範を強化するという相矛盾した実践がなされる。こうした矛盾はソーシャルワーカーの宿命であり、当然

ジレンマを発生させる。しかし、先に確認したソーシャルワークの定義とその根本原理からは、人間の尊厳や社会正義、エンパワメント、社会変革などが重視されていることがわかる。そうであるならば、宿命として資本主義社会での社会統制機能(コントロール)を付与されるソーシャルワーカーであっても、先に確認した原理と倫理原則、定義を遵守した実践が必要となる。従ってソーシャルワーカーの社会的役割とは、それぞれに置かれた立場からソーシャルワークの原理と倫理原則を実践に反映させることに他ならない。

また、社会福祉労働全般においても上記の原理は当てはまるものであるが、ソーシャルワーカーは対象者を政策へ接合させる面に加えて、社会変革の役割が直接明記された点が際立った特徴であるといえる。

2. 労働の疎外概念

労働の疎外には、市場から生活手段を購入することでしか生活を維持できない労働者が、賃金(交換価値)を得ることのみを目的として行う労働、すなわち「外化」が前提にある。この外化は、他者のニーズの充足ではなく、あくまで自らの生活手段購入が目的であるから、他者に労働の成果を譲渡することは手段に過ぎない。このような過程では、諸個人はお互い直接的には無関心であり、生産された商品(モノ)を通じてしか関わり合わない。これが物象化である。外化が進行することにより商品の交換それ自体が社会的力=価値を持つようになり、諸個人はこの価値に支配されてしまう。つまり絶対的な力を得た交換価値(利潤)を増殖する運動=資本が社会を制御するようになる。そうすると労働はもはや利潤増殖に資する資本家にとっての手段に過ぎず、労働者は自らの労働を資本家に統制され、労働手段、労働環境といった労働に必要な素材までをも利潤増殖のために編成されていく。こうして労働はますます労働者自身から疎遠になり、労働者自身の活動であるにもかかわらず、制御も統制もできず敵対していく。これが労働の疎外過程である(佐々木 2021: 274-284)。

労働の疎外は3章3節にあげた労働力の商品化に見られる特徴①~⑤が当てはまり、資本家は利潤を増殖するために一層この傾向を強める。商品としての労働力しか持たない労働者はもはや他の労働諸条件と同じく、資本家にとっては生産の手段でしかない。労働諸条件からも労働者は支配され、疎外の傾向を強める。このように人格をもった労働者を労働力という商品にしかみなさない、いわばモノとして認識するのが人格の「物象化」であり、モノとしての労働諸条件が労働者を支配するとい

う意味で、物象の「人格化」という転倒した関係が現れる。よって労働の疎外と労働者（人格）の「物象化」、労働諸条件（物象）の「人格化」が深い繋がりをもって成り立つ（岩淵 2007:150）。「物象化」された労働者は、モノであるがゆえに当然人間の尊厳を失う。その結果「疎外された労働」はやりがいや充実感とはかけ離れた苦痛でしかなくなる（斎藤 2021:88）。つまり労働力の商品化による労働の疎外は、労働を労働者に敵対させて苦痛そのものに変えるのである。改めて労働力の商品化に見られる特徴を先にあげた①～⑤に追加して整理すると以下ようになる。

- ①資本家による労働者の管理が強化される
- ②労働の「構想」と「実行」が分離される
- ③労働はより細分化、単純化された作業となる
- ④労働者は資本家と労働諸条件に支配される
- ⑤労働力の価格は低下する
- ⑥労働の疎外と労働者の物象化が進む
- ⑦労働者にとって労働が苦痛の源泉となる

3. ソーシャルワーカーの労働の特徴

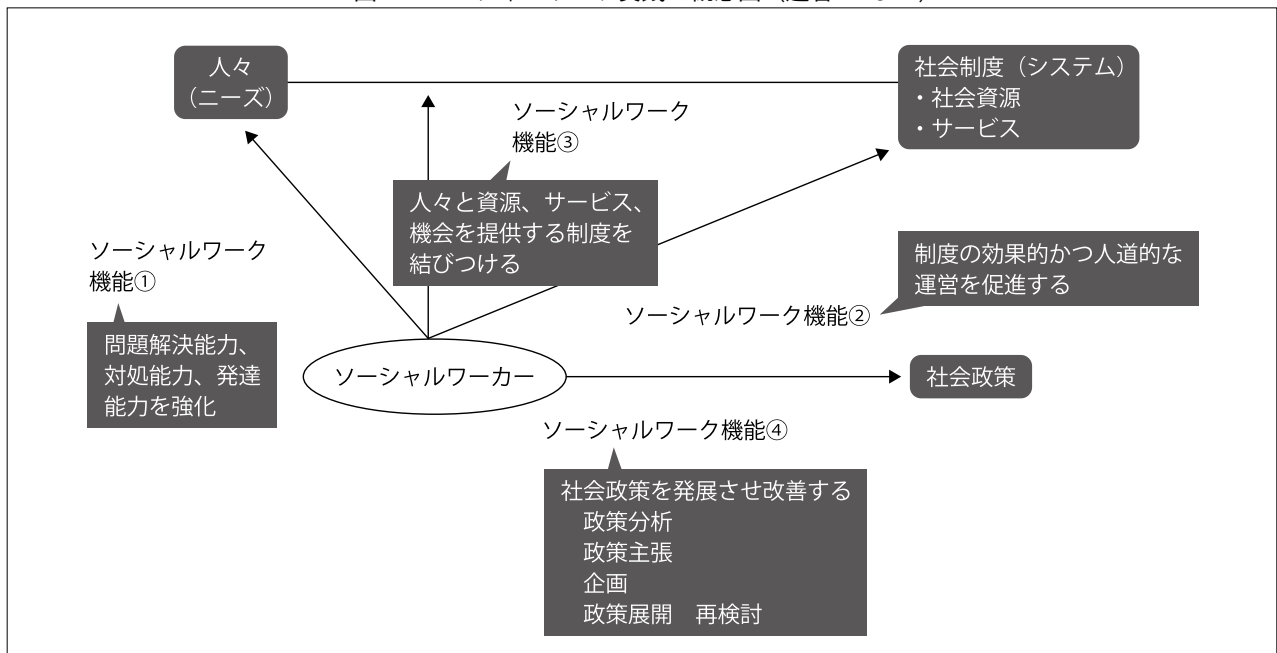
これまでの考察で明らかになった労働力の商品化に見られる特徴を、ソーシャルワークの概念や実践の具体例、就労状況調査などから整理する。ソーシャルワーク実践の概念を越智の研究から参照したものが下の図である（図1）。

所属する組織や分野によってソーシャルワークの実践内容は異なるが、概ねこの図に示されている概要が基本

的に共有される枠組みとなろう。重要なのはそれぞれの機能は細分化、単純化した作業には還元できないということである。図1にある機能①～④は互いに連関しており、ソーシャルワークはこれらを有機的に作用させるための「構想」のうえに、「実行」によって展開される。例えば、機能①を「実行」する際にも機能④までを見据えた実践が行われるのである。これらの機能は対象者（クライアント）のニーズ充足という「構想」によって「実行」されるのであり、「構想」と「実行」はソーシャルワークでは不可分な展開過程なのである。もちろん他の機関を活用することもあるが、それはあくまで「構想」の上になされる。そうすると、ソーシャルワークから「構想」と「実行」を分離するというのは、ソーシャルワークでは不可分なはずの展開過程が引き離されることである。いわばソーシャルワーカーにとっての「労働の疎外」とは、ソーシャルワークのプロセスを引き離された実践に変えられるということでもある。

ブレイヴァマンは、テイラー主義を詳細に分析することで資本家による労働者の管理の核心を「労働過程になされる諸決定を統制することによって労働を統制すること」と明示した（Braverman = 1978:120）。ソーシャルワーカーが置かれている環境からも、管理による諸決定の統制が認められる。例えば日本社会福祉士会が実施した社会福祉士へのフォーカス・グループ・インタビュー調査によるとソーシャルワークの阻害要因に「裁量権が与えられていない」など、組織からの管理が強化されていると読み取れる内容が見られる（日本社会福祉士

図1 ソーシャルワーク実践の概念図（越智 2011）



会 2019)。また、社会福祉振興・試験センターが実施した社会福祉士の実態調査においても、前職場を辞めた理由の第一位は「法人・事業所の理念や運営の在り方に不満があった」であり、社会福祉士自らの「構想」とは相入れない運営が原因で職場を離れるケースも存在したと推測される。他にも地方の社会福祉士を対象に行なった実態調査で課題にあがっていたのは、社会福祉士に固有な仕事が少ないといった「不明瞭な専門性」であった(川崎・日田 2018)。これらの調査からは、先の特徴「①資本家による労働者の管理が強化される、③労働はより細分化、単純化された作業となる」に近い現象と考えることもできる。

他にも具体的な例として生活保護ケースワーカーの現状がある。ケースワークはソーシャルワークの古典的な援助方法であるにもかかわらず、外部委託化と規制緩和が確認されている(桜井 2020:9-13)。その結果ケースワーカーの労働はかえって強化され負担は増加している。なぜなら外部委託化(②労働の「構想」と「実行」が分離される)と、規制緩和によるケースワーカーの訪問回数の削減で、担当ケースの実数を増加させ、同時に職員の非正規化(⑤労働力の価格は低下する)が進められるからである。これらはいずれもケースワーカーを費用のかかるコストとみなし、いかに少ないコストで多くの業務を効率よく捌くかといったねらいがある。この場合、ケースワーカーはもはや人格を持った人ではなく、商品化されたモノ(⑥労働の疎外と労働者の「物象化」が進む)となる。

もう一例は、ビジネスマインドを主軸としたケアマネジメント業務である。冒頭でも触れたが介護保険制度は、ソーシャルワークの手法の一つであったケアマネジメントをソーシャルワーカーから分離させてケアマネジャーを創設した。伊藤は福祉分野の市場化によるケアマネジメント機能の偏重は、「ソーシャルワーク本来の目的や実践をすることができない状況」へと追い込み、ソーシャルワークから喜びを失わせる(②労働の「構想」と「実行」が分離される、⑦労働者にとって労働が苦痛の源泉となる)と例証している(伊藤 2006)。

生活保護のケースワークと介護保険制度のケアマネジメントの2例は制度構造上の問題であり、ソーシャルワークの実践とは分けて考える必要もある。しかし、本来生存権を守るために創設された制度が、資本主義的生産関係から必然的に生じる物象化によって、当初の目的から逸脱するという現象が現れる。この結果、制度のもとで実践するソーシャルワーカーの労働内容も、市場の原理に沿うものに形作られていく点は注目に値する。

V. まとめ-ソーシャルワークを奪われないために-

ここまで社会福祉労働者であるソーシャルワーカーについて、資本主義的生産関係によって現れる労働の特徴を先行研究から整理した。特殊な傾向として見られる「労働の疎外」について、ソーシャルワーカーの労働に当てはめて論じた。その結果、確かにソーシャルワーカーが商品としての労働力となり、ソーシャルワーカーの労働から「構想」が奪われて苦痛に変えられている現状が確認できた。これはソーシャルワーカーの労働における裁量が縮小され、結果的にソーシャルワークの機能を十分発揮できないことにつながる。しかし、本質からしてソーシャルワークはミクロ、メゾ、マクロレベルに渡る広範囲な機能を持つ実践であり、細分化、規格化、単純化といったバベッジの原理は当てはまらない。市場化された資本主義的生産関係においても、生存権の保障が一義的な目的であるソーシャルワークはサービス、労働力の双方とも「物象化」による商品化には適さない。ソーシャルワークの対象は生存権を保障されるべき主権者であり、商品を購入する消費者だけではないからである。このように考えると、資本主義社会の労働者であっても、本来ソーシャルワークを実践するソーシャルワーカーからは「構想」と「実行」は分離できないため、「疎外された労働」にはなり得ない。

ファーガソンはソーシャルワーカーを志した者は「サービス利用者の生活を変える手助けをし、全体として社会になんらかの変化を起こし、人々と共に創造的に働きたい」といった動機を持つことを前提としたうえで、「仕事を投げ出すことなく、ソーシャルワークの発展を模索している」姿こそがソーシャルワーカーであることを見出している(Ferguson = 2012:223)。市場化されたマネジメントモデルのソーシャルワークに批判的なソーシャルワーカーたちも存在しており、連帯の可能性が指摘されている(Ferguson = 2012:228-229)。ここにソーシャルワーカーが主体性を取り戻すヒントがあるように思われる。すなわち資本主義的生産関係の価値規範にとられない実践の奪回である。それは利潤増殖のための合理化や効率化が規範となった労働とは相反する実践を含むということである。

前章で示した社会福祉士の就労実態調査の結果からは、仕事へのやりがいや満足度は決して低い数値ではないことが確認された。疎外の進行によって労働が労働者に敵対し苦痛となれば、満足度は低いはずである。そうすると各種調査の数値はソーシャルワーカーの労働は完

全には疎外が進行していない可能性を示しているとも読み取れる。ただし、この回答は主観に基づくものであり、ソーシャルワークを語った感想なのか定かでないため、あくまで参考の一つに過ぎない。さらにいえば、ソーシャルワークの意義を強く意識しているがゆえに、社会福祉労働者の二面性から生じるジレンマを感じているとも捉えられる。いずれにしてもソーシャルワーカーの労働実態をアンケートの回答数値からのみ把握するのは困難であり、実状に沿った具体的分析が求められる。

また、資本主義的生産関係における労働者という視点がなければ、強化される疎外への対抗言説を持つことはできない。この視点に関する実態把握も重要となる。「仕事とはこうゆうものだ」といった諦めが先行する可能性があり、その結果職場を離れ「福祉に向いていない自分」という自己責任に帰着する。諦めに陥らないために、資本主義社会での労働者だからこそ本質的なソーシャルワークを奪われる「労働の疎外」が必然的に発生する危険性を意識しなければならない。そしてソーシャルワークを奪われないためには労働者という立場に自覚的になる必要がある。それは資本家からの管理統制を無批判に受け入れるのではない。つまり、労働者としての権利に自覚的（日田 2020：103-106）になり、ソーシャルワーク機能の縮小を防ぐために労働力の商品化に対して批判的に対抗するという意味である。

VI. 本稿が残した課題

本稿はソーシャルワーカーの疎外された労働についての最終的な検証に向け、市場化された社会福祉労働の主にソーシャルワーカーに視点を当てて、部分的な検討を進めた。これらを基盤として、今後はソーシャルワーカーの労働実態に関する調査等を行い、具体的にどのような現象が疎外として現れているのかを検証する必要がある。

資本主義的生産関係を基礎に置いた展開は、還元主義的であり多様性や差異¹⁰⁾を論じていないとの批判も考えられる。よってソーシャルワークを社会構造との関係で考える場合、資本主義的生産関係だけではなく、他の視点から論じる必要性もある。田中は福祉国家の捉え方を近代化・産業主義論、階級闘争論、新政治経済学と3つ示しており（田中 2017：9）、本稿は主に資本-賃労働関係といった階級闘争論に偏っているため、福祉国家への俯瞰的な視点からの考察が欠如している。ただし資本主義社会での労働者の特性は、ソーシャルワーカーの労働にも少なくない影響を与えることは事実である。よ

って「疎外された労働」に就かざるを得ないソーシャルワーカーの実務を「ソーシャルワーク労働」と位置づけて批判的に論じることも、併せて課題としたい。

注

- 1) ここで用いた「価値」はマルクスが資本論で明らかにした物象化された貨幣としての価値ではなく、ソーシャルワークの原理を含めた価値である。その意味で、ソーシャルワーク自体が持つ効用としての価値＝「使用価値」に近い。
- 2) この民間には社会福祉法人の他に営利法人（株式会社等）やNPO法人等幅広く含む。
- 3) 詳細に取り上げてはないが、他にも介護労働者の問題点を指摘したものとして堀田（2008：75-96）、李（2020）がある。いずれも市場化される介護労働分野での人材不足、低賃金の問題が論じられている。
- 4) 2021年3月時点で、社会福祉士25万307人、精神保健福祉士9万806人が登録されている（社会福祉振興・試験センター 2021）。なお、資格未取得でもソーシャルワーカーとして働く労働者もいることから、実際にはこの数値よりも多くがソーシャルワーカーとして社会福祉労働者に含まれるものと考えられる。
- 5) 例えば、1950年代後半は炭鉱の閉鎖に反対する労働運動が活発となり、結果的に当時の石橋、岸内閣によって国民皆保険・皆年金の実現につながっている。1960年代から70年代は、政権与党である自民党によって農村地域の農家を保護する目的で実施された農産物の価格統制、減反政策を展開する一方、都市部の中産階級に対して所得減税などの政策が進められた。同時に公的な福祉は縮小され低利の住宅融資、企業年金、退職金に代表される民間企業による企業福祉が手厚くなっていった（田中 2017：95-104）。ただし、これらの政策は所詮資本家階級の「譲歩」による政策であり、なおかつ高度経済成長のもとでのみ可能な利潤の配分であるため、経済成長が鈍化するにつれて格差は自明のものとなる。経済成長が低下すると「譲歩」できなくなった資本家階級は労働者階級を切り捨てる。このようにその時々を生産様式（現在に至っては資本主義的生産関係）が、人びとの意識や意志を制約しており、そのうえで政策、法的・政治体制が形作られる。つまり資本主義社会においては資本に迎合的な意識や意志の下で政策が実施されるようなシステムが必然的に

形成される（大谷 2018：37）。

- 6) 営利法人以外のNPO法人や協同組合が運営する介護保険サービス事業所も存在するが、割合としては訪問系、通所系とも1割にも達していない。2000年と2015年のデータを見てもこの割合に大きな変化は見られない。よって多様な主体の参入と謳いながら、その実、営利企業に偏っており市場化促進を裏付けているといえる。
- 7) 社会福祉分野は完全には市場化できない面が存在する。主にサービスの提供体制は競争原理を取り入れつつも、国家などによる公的な規制があり、価格や需要について一定の権限が政府に付与されている。介護保険を例にあげると、介護サービスの提供を民間にも認めつつ、介護報酬は公定価格で決定されて価格競争は制限されている。このように市場での取引を可能とする非排除性を認める一方で、資源配分、供給は公共部門によって行われる準公共財（辻・竹内・柳 2019：135）としてのサービス提供形態が社会福祉の準市場と呼ばれる（李 2015：96）。
- 8) 19世紀末にテイラーによって確立された労働の科学的管理法をテイラー主義と呼ぶ。これはあくまで資本側の視点から労働者をいかに管理するかが主題となる。つまり労働に関する決定権を労働者から取り上げ、資本側が生産性の向上を図るために労働内容の全てを徹底的に管理するということである（Braverman = 1978：94-100）。
- 9) ここでの分業とは資本主義社会での協業のもとで同一の生産物を生産する過程を、別々の作業に分ける個別的な分業である。この個別的な分業は資本主義社会で現れる特殊な形態である。
- 10) 特にソーシャルワーカーにおける女性労働者の不利性（日田 2020：100）については多くの問題点が上がっているが、今回は踏み込んだ検証ができていない。

文献

- 秋山智久（2006）『社会福祉実践論 [方法原理・専門職・価値観]』ミネルヴァ書房。
- 浅井春夫（2002）「第2章 福祉労働者と福祉運動」植田章・垣内国光・加藤蘭子編『社会福祉労働の専門性と現実』かもがわ出版、36-53。
- Banks, Sarah (2012) *Ethics and Values in social Work*, 4th Ed., Palgrave. (=2016, 石倉康次・児島亜紀子・伊藤文人監訳『ソーシャルワークの倫理と価値』法律文化社。)
- Braverman, Harry (1974) *LABOR AND MONOPORY CAPITAL The Degradation of work in the Twentieth Century*, Monthly Review Press, New York. (= 1978, 富沢賢治訳『労働と独占資本』岩波書店。)
- 田栄富・励利（2019）「準市場としての介護保険サービスの需要と供給についての分析」『経済社会研究』60(1・2), 27-57.
- Ferguson, Ian (2008) *Reclaiming Social Work: Challenging Neo-liberalism and Promoting Social justice*, SEGE Publications. (= 2012, 石倉康次・市井吉興監訳『ソーシャルワークの復権 新自由主義への挑戦と社会正義の確立』クリエイツかもがわ。)
- 日田剛（2020）『ソーシャルワークにおける権利擁護とはなにか「発見されていない権利」の探求』旬報社。
- 細川純正（1976）「第6講 社会福祉労働（者）論」一番ヶ瀬康子・真田是編『社会福祉論』有斐閣、65-88。
- 堀田聰子（2008）「介護労働市場と介護保険事業に従事する介護職の実態」上野千鶴子・大熊由紀子・大沢真理他編『ケア その思想と実践2 ケアすること』岩波書店、75-96。
- 伊藤文人（2006）「包摂の実践者か、排除の尖兵か？ーイギリスにおける脱専門職化するソーシャルワーカーー」『日本福祉大学研究紀要－現代と文化』113, 123-141。
- 伊藤文人（2019）「第1部 権利と社会正義 第3章 グローバリズム／ラディカルソーサシャルワーク／SWAN」金子光一・小館尚文編『新世界の社会福祉 イギリス／アイルランド』旬報社、85-117。
- 李宣英（2015）『準市場の成立は高齢者ケアサービスを変えられるか-日韓の比較実証分析-』ミネルヴァ書房。
- 李宣英（2020）「第11章 介護現場の人材不足－介護職務の機能分化からその解決策を探る」埋橋孝文編著『どうする日本の福祉政策』ミネルヴァ書房、187-199。
- 岩淵慶一（2007）『マルクスの疎外論 その適切な理解のために』時潮社。
- 加藤蘭子（1977）「第12章 政策と技術」真田是編『現代の福祉』有斐閣、233-252。
- 加藤蘭子（2002）「第1章 社会福祉政策と福祉労働」植田章・垣内国光・加藤蘭子編『社会福祉労働の専門性と現実』かもがわ出版。
- 川崎順子・日田剛（2018）「社会福祉士の業務実態と専門性やキャリア向上の意識に関する研究～宮崎県社会福祉士会会員の調査結果から～」『最新社会福祉学研究』

- 13, 37-44.
- 厚生省 (1998) 「厚生白書 (平成 10 年版)」
(https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/kousei/1998/dl/09.pdf.2022.3.4).
- 森詩恵 (2018) 「わが国における高齢者福祉政策の変遷と『福祉の市場化』- 介護保険制度の根本的課題 -」『社会政策』9 (3), 16-28.
- 日本社会福祉士会 (2019) 『ソーシャルワーク専門職である社会福祉士のソーシャルワーク機能の実態把握と課題分析に関する調査研究事業 報告書』公益社団法人日本社会福祉士会.
- 日本社会福祉士会 (2020) 「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」
(https://www.jacsw.or.jp/citizens/kokusai/IFSW/documents/SW_teigi_japanese.pdf.2022.3.4).
- 岡野初枝 (1997) 「社会福祉労働の現代における課題」『岡山県立大学短期大学部研究紀要』4, 1-12.
- 大塩まゆみ・平岡公一 (2018) 「座長報告：福祉の市場化を問う」『社会政策』9 (3), 5-15.
- 大谷禎之介 (2018) 『図解 社会経済学 資本主義とはどのような社会システムか』桜井書店.
- 越智あゆみ (2011) 『福祉アクセシビリティ—ソーシャルワーク実践の課題—』相川書房.
- 定松文 (2019) 「介護準市場の労働問題と移住労働者」『大原社会問題研究所雑誌』729, 29-44.
- 斎藤幸平 (2021) 『NHK100 分 de 名著 カールマルクス 資本論』NHK 出版.
- 桜井啓太 (2020) 「特集 ケースワーク業務を手放してもいいの？ 生活保護ケースワークの外部委託化提案の経緯と今後」『季刊 公的扶助研究』258, 9-13.
- 真田是 (1976) 「第 5 講 社会福祉と社会運動」一番ヶ瀬康子・真田是編『社会福祉論』有斐閣.
- 佐々木隆治 (2019) 『マルクス 資本論』角川選書.
- 佐々木隆治 (2021) 『シリーズ危機の時代と思想 01 マルクスの物象化論 資本主義批判としての素材の思想 [新版]』堀之内出版.
- 清水俊朗 (2018) 「市場化が進む保育施策と保育労働の実態」『社会政策』9 (3), 29-43.
- 篠原拓也 (2020) 『社会福祉学における人権論』大学教育出版.
- 社会福祉振興・試験センター (2015) 『社会福祉士・介護福祉士就労状況調査結果の実施概要』公益財団法人社会福祉振興・試験センター.
- 社会福祉振興・試験センター (2021) 「社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の都道府県別登録者数 (令和 3 年 1 月末日現在)」
(http://www.sssc.or.jp/touroku/pdf/pdf_t04.pdf, 2021.2.11).
- 竹内章郎 (2019) 「福祉現場からの新自由主義批判と哲学」『経済系：関東学院大学経済経営学会研究論集』276, 29-49.
- 田中拓道 (2017) 『福祉政治史 格差に抗するデモクラシー』勁草書房.
- 辻正次・竹内信仁・柳原光芳編著『新版 経済学辞典』中央経済社.
- 浦辺史 (1979) 「第二章 社会福祉労働の現状 I 社会福祉労働の現状」『福祉問題研究』編集委員会・鷺谷善教監修『社会福祉労働論』鳩の森書房, 71-108.